

議員提出議案第5号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年(2022年)6月24日

提出者 八王子市議会議員 望 月 翔 平

賛成者 八王子市議会議員 木 田 彩

同 前 田 佳 子

同 安 藤 修 三

同 石 井 宏 和

同 小 林 裕 恵

同 鈴 木 勇 次

八王子市議会議長

吉 本 孝 良 殿

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

日本は女性差別撤廃条約（以下「本条約」という。）に1985年批准した。しかし本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が国連総会で1999年に採択され、本条約の締約国のうち114カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

日本のジェンダーギャップ指数は2021年発表の調査で156カ国中120位であり、早急に男女の平等を実現することが求められている。

選択議定書は女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が国連女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めている。また国連女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見・勧告とともに送付する手続を定めている。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

国連女性差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求めている。さらに、国会においても選択議定書の批准に関する請願が採択されており、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」には、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記されている。

政府はこの状況を真摯に受け止めて、男女平等を実現し、すべての人が尊重される社会を作るために、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、八王子市議会は、政府に対し、選択議定書を速やかに批准するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年)6月24日

議長名

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

} あて